

平成20年度情報公開制度実施状況

- 1 請求件数 平成19年度 1,043件
 平成20年度 1,206件（前年度比 115.6%）

2 請求方法内訳

方法	窓口請求	電子申請	計
平成19年度	680件	363件	1,043件
平成20年度	281件	925件	1,206件 (115.6%)

3 決定内容内訳

決定内容	公開	一部公開	非公開	取下げ	合計
件数	849件	323件	22件	12件	1,206件

4 請求件数の多かったもの

下水道工事にかかる設計書, 内訳書 (下水道事務所ほか)	426件
土木・建築工事にかかる設計書, 内訳書 (土木事務所ほか)	405件
配水管布設工事にかかる設計書, 内訳書 (水道局)	69件
中高層建築物に係る計画建築物の届出書関係 (建築行政課)	62件
飲食店, 喫茶店, 美容院の営業許可台帳 (食品・環境衛生課)	32件
共同住宅の建築に係る建築計画届出書 (建築行政課)	26件
建設リサイクル法による届出台帳 (建築行政課)	11件

5 非公開の理由 (重複あり)

(一部非公開)

第6条第2号 (個人情報) に該当	61件
第6条第3号 (法人情報) に該当	80件
第6条第4号 (公共安全情報) に該当	1件
第6条第6号 (行政運営情報) に該当	199件
一部文書不存在	5件
計	346件

(全部非公開)

第6条第3号 (法人情報) に該当	2件
第6条第6号 (行政運営情報) に該当	10件
文書不存在等	11件
計	23件

■主な請求と非公開とした情報

①個人情報

条例第6条第2号の個人情報に該当するとして非公開としたもの61件のうち、28件が「中高層建築物及び共同住宅の建築に関する指導要綱による建築計画届出書」の請求において、文書中の届出人個人の氏名、印影及び電話番号を非公開としたもの。その対象文書に含まれる特定個人の住所、氏名や口座の情報等が含まれている場合に当該部分を非公開としたもの。

②法人情報

条例第6条第3号の法人情報に該当するとして非公開としたもの82件のうち、52件が「中高層建築物及び共同住宅の建築に関する指導要綱による建築計画届出書」の各文書中の法人の印影を非公開としたもの。このほか、補助金申請や指定管理者選定等における、申請書や提案書における、法人印影や当該法人の詳細な提案内容などのノウハウに関する情報や、取引先に関する情報、口座情報などを非公開としたもの。

③行政運営情報

条例第6条第6号の行政運営情報に該当するとして非公開としたもの209件のうち、196件が「市発注の土木、建築等の工事にかかる工事費内訳書、施工内訳書等」の請求において、詳細な単価が、他の案件の契約に影響を及ぼすとして内訳部分や積算単価を非公開としたもの。このほか、「ごみ指定袋の入札調書」の請求において、反復継続する同種の入札における適正な競争に支障があるとして、その予定価格を非公開としたもの。

④公共安全情報

特定動物の飼養・保管許可申請書の請求において、飼養施設の見取り図が、財産の保護や犯罪の予防に支障があるとして、非公開としたもの。

6 特例延長規定（条例第9条の2）を適用したもの

請求日	請求内容	決定内容	決定日	決定日数
H20. 8. 7	住居表示実施地区における新設物件の受付日、町名、住居番号、地番と該当住居表示台帳（1～6月）	全部公開	H20. 11. 18	104日
H20. 12. 4	住居表示実施地区における新設物件の受付日、町名、住居番号、地番と該当住居表示台帳（7～9月分）	全部公開	H21. 2. 27	86日
H21. 3. 26	住居表示実施地区における新設物件の受付日、町名、住居番号、地番と該当住居表示台帳（10～12月分）	全部公開	H21. 7. 31	128日

7 存否応答拒否（条例第6条の3）を適用したもの

該当なし

8 不服申立ての状況

平成19年度以前からの継続案件

	決定日	決定内容	諮問日	答申日・内容	再決定内容	担当課
1	H18. 9. 12	委託事業における委託法人の事業費の内訳を非公開	H18. 11. 14	H20. 5. 27 一部認容（法人の利益を不当に害すおそれがない部分について公開すべき）	一部公開	総合教育センター
2	H19. 3. 15	共同住宅建築計画に関する公文書を公開決定	H19. 4. 26	H20. 9. 2 認容（公文書の特定に不備があるため再度特定し決定すべき）	一部公開	建築行政課
3	H19. 4. 24	自治会等代表者の住所、氏名、電話番号、口座情報を非公開	H19. 7. 11	H21. 3. 18 一部認容（自治会長の氏名は公開すべき）	一部公開	中央区政策企画課
4	H19. 6. 7	自治会等代表者の住所、氏名、電話番号、口座情報を非公開	H19. 7. 23	H21. 3. 18 一部認容（自治会長の氏名は公開すべき）	一部公開	総務課
5	H19. 6. 26	上記決定における理由欄の訂正通知	H19. 7. 23	H21. 3. 18 棄却	—	総務課
6	H19. 6. 17	上記訂正後における閲覧の拒否	H19. 7. 23	H21. 3. 18 棄却	—	総務課
7	H19. 6. 27	統合型地理情報システムを非公開	H19. 7. 23	H21. 3. 18 棄却	—	IT推進課
8	H19. 8. 22	自治会等代表者の住所、氏名、電話番号、口座情報を非公開	H19. 10. 17	H21. 3. 18 一部認容（自治会長の氏名は公開すべき）	一部公開	総務課
9	H19. 8. 22	自治会等代表者の住所、氏名、電話番号、口座情報を非公開	H19. 10. 17	H21. 3. 18 一部認容（自治会長の氏名は公開すべき）	一部公開	総務課

平成20年度における不服申立て

	決定日	決定内容	諮問日	答申日・内容	再決定内容	備考
1	H20.5.23	ごみ集積所設置に関する書類における、個人の住所、氏名、印影、電話番号及び自治会長の氏名を非公開	H20.7.10	H21.6.8 一部認容（自治会長の氏名、ゴミステーション移転先個人の住所、氏名を公開すべき）	一部公開	廃棄物対策課